

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺による被害及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害を防止することを目的として、防犯機能付き電話機等を設置し、又は特殊詐欺対策サービスを利用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話を用いることなどにより対面することなく信頼させ、預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。
- (2) 防犯機能付き電話機等 固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であつて、次に掲げるいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 電話の着信時に、電話した者に対し、通話内容を録音する旨の警告メッセージを発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能を有するもの
 - イ 特殊詐欺電話及び悪質商法等悪質電話の疑いがある着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能を有するもの
- (3) 特殊詐欺対策サービス 固定電話機に接続した通話録音機能付き端末により、当該電話機による通話を録音し、当該通話録音データを通話中に順次、サーバーに送信して解析し、特殊詐欺の疑いがある場合、利用者が事前に登録した電話番号又はメールアドレスに注意喚起するサービスをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属する者を除く。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、実際に当該住所に居住しているものであること。
- (2) 補助金の交付を申請する日において、満65歳以上であり、かつ、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属すること。
- (3) その者及びその者と同一の世帯に属する者が、納期限の到来している市税を滞納

していないこと。

- (4) 広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの経費とする。ただし、クレジットカード等のポイントを使用した場合、そのポイントに相当する額を除くものとする。

- (1) 防犯機能付き電話機等の購入費用
- (2) 電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に係る費用（基本工事費、交換機等工事費及び機器工事費に限る。）

2 補助の対象となる防犯機能付き電話機等は、1世帯につき1台を限度とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期限までに、広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない（第2号にあっては、防犯機能付き電話機等を設置する場合に限る。）。

- (1) 領収証書その他の収支の事実を証する書類（防犯機能付き電話機等を設置する場合にあっては、購入した機器の品名・型番、購入日、申請者名及び購入店舗が記載されたものとする。）又はその写し
- (2) 防犯機能付き電話機等の機能その他の特徴を説明する書類の写し
- (3) 申請者の振込先口座通帳の写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 世帯全員の市税納税証明書の写し
- (6) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対して、広

島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により通知し、速やかに補助金を支払うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行うため必要があるときは、申請者に対して、報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 市長は、補助金の交付決定をする場合においては、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、交付しない旨を決定し、広島市防犯機能付き電話機設置等補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の補助金交付決定に係る通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第3条で定める補助金交付対象者に該当しなくなったことが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適当であると認める事情があるとき。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しを行った場合には、その旨を広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（調査への協力）

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査

を行う場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

広島市長 千 一

申請者 住所

ふりがな
氏名

電話

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助対象経費 (該当する□に✓を記入してください。)	☐ 防犯機能付き電話機の購入費用 ☐ 固定電話機に接続して用いる機器の購入費用 ☐ 電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事に係る費用
購入（設置）年月日	令和 年 月 日
製造者名又はサービス提供事業者名	
品 名 ・ 型 番	
購入金額又は 初期工事額	円（消費税及び地方消費税を含む。）
補助金交付申請額	円 (補助対象経費の2分の1(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を上限とする。)

振込先口座

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協				金融機関 コード					
店舗名	店・所				店 番					
預金種別	1 普通		2 当座		口座番号					
口座名義人										
(カナで記載してください。)										

※申請者と口座名義人は同一としてください。

訂正等に関する承諾（※承諾する場合は□に✓を記入してください。）

☐ 申請書及び添付書類に関し、申請内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します。
--

※ 添付書類は裏面に記載しています。

【添付書類一覧】

1 防犯機能付き電話機等の購入に係る補助金を申請する場合

書 類	備 考
領収書その他の収支の事実を証する書類の 原本	・購入した機器の品名・型番、購入日、申請者名及び購入店舗が記載されたもの
機能その他の特徴を説明する書類（写し可）	・電話機等の機能が確認できる説明書、カタログ、ホームページなど ※ 電話機等の型番と機能が確認できる部分を提出してください。
振込先の口座通帳の写し	・金融機関名、口座番号及び口座名義が分かる箇所
世帯全員の住民票の写し	・誓約書兼同意書で市が調査することに同意があれば提出は不要です。 ・ただし、申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写しの提出が必要となります。 ※ マイナンバーカードは、顔写真の面のみコピーしてください。
世帯全員の市税納税証明書の写し	
誓約書兼同意書（様式第2号）	・暴力団員等でないことを誓約し、市が警察当局に対して照会することに同意してください。

2 特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費に係る補助金を申請する場合

書 類	備 考
領収書その他の収支の事実を証する書類の 原本	・基本工事費、交換機等工事費及び機器工事費が対象となります。
振込先の口座通帳の写し	・金融機関名、口座番号及び口座名義が分かる箇所
世帯全員の住民票の写し	・誓約書兼同意書で市が調査することに同意があれば提出は不要です。 ・ただし、申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写しの提出が必要となります。 ※ マイナンバーカードは、顔写真の面のみコピーしてください。
世帯全員の市税納税証明書の写し	
誓約書兼同意書（様式第2号）	・暴力団員等でないことを誓約し、市が警察当局に対して照会することに同意してください。

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

広島市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

※ 必ず申請者本人が自署してください。

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約・同意します。

記

1 誓約事項

私は、次の事項に誓約します。(□に✓をつけること。)

- (1) □ 広島市暴力団排除条例（平成 24 年広島市条例第 14 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）ではありません。

2 同意事項

私は、次の事項に同意します。(□に✓をつけること。)

- (1) □ 広島市が警察当局に対して、暴力団員等でないことを照会すること。
(2) □ 世帯全員の住民基本台帳及び市税滞納状況について、広島市が調査すること。
なお、このことについて、私と同一の世帯に属する者全員の同意を得ています。

※ 上記 2 の(2)の事項に同意する場合は、「住民票の写し」及び「市税納税証明書の写し」は提出不要です。ただし、申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写しが必要となります。

(様式第 3 号)

広島市指令市安第 号
令和 年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實
(市民局市民安全推進課)

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました広島市防犯機能付き電話機設置等補助金については、下記のとおり交付決定し、補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 交付決定金額 | 円 |
| 2 | 交付確定金額 | 円 |

(様式第4号)

広島市指令市安第 号
令和 年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實

(市民局市民安全推進課)

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました広島市防犯機能付き電話機設置等補助金については、下記の理由により、不交付を決定しましたので通知します。

記

1 理 由

(様式第 5 号)

広島市指令市安第 号
令和 年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實
(市民局市民安全推進課)

広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け広島市指令市安第 号で交付決定した広島市防犯機能付き電話機設置等補助金について、下記のとおり当該交付決定を取り消したので、広島市防犯機能付き電話機設置等補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由